

I 業務概要

1. 計画概要

- (1) 業務番号： -
- (2) 業 務 名： 八戸西高等学校校舎等改築設計意図伝達業務委託
- (3) 業務場所： 八戸市尻内町字中根市 地内
- (4) 用 途： 学校
(令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二 第7号第1類とする。)
- (5) 延床面積： 10,003.00 m²程度 (基本計画のとおり)
- (6) 概 要 図： 別添 主要図面のとおり (基本計画のとおり)
(案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、設備主要図、特記仕様)

2. 業務の実施期間等

- (1) 実施期間 契約成立の日から 年 月 日まで
- (2) 支払年度割 年度 %
年度 約 %

3. 対象工事の概要

この設計業務の対象工事の名称、工期及び請負契約概要は、別紙 1 のとおりとする。

4. 適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては○印の付いたものを適用する。・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印両方に○印が付いた場合は、共に適用する。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和 6 年改定）」による。

1. 業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務の範囲
 - (a) 本業務の管理技術者及び主任技術者（以下「管理技術者等」という。）は、工事施工段階において、「八戸西高等学校校舎等改築設計業務委託」にかかる設計意図（以下「設計意図」という。）を正確に伝えるため、対象工事の図面及び仕様書等（以下「設計図書」という。）に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、報告等を次の業務範囲について行う。

(b) 業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとする。

① 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等

- 1) 対象工事の設計図書に関して対象工事に係る工事監理者又は工事請負者から提出される質疑（設計図書の不備に起因するものを除く）に対する検討及び検討結果の報告
- 2) 施工図等を作成するのに必要となる説明図及びデザイン詳細図等の作成及び工事監理者又は工事請負者への説明
- 3) 意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まった後に、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある施工図等の確認

② 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討及び報告

- 1) 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記されているため、工事請負者等が資機材メーカー等を決定した後に、請負者から提出される形状、納まり等の設計内容を確認する必要がある施工図等の確認
- 2) 工事請負者等が資機材メーカー等を決定した後に、仕上げ材料（設備器材等の仕上げを含む）の色彩、柄等について色彩等計画書としてまとめる。
- 3) その他次に示す施工図等
 - ・（施工図等の名称を記載例：特注品、特殊な工法の場合等）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 建築物等の利用に関する説明書の作成
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定等の変更に関する調整
 - 1) 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記しているため、工事の受注者等が資機材等を決定した後に、建築物省エネ法に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定等の変更の通知に係る手続きの発生の有無の検討（審査機関との協議を含む。）
 - 2) 1) で手続きが発生する場合の当該申請に関する手続き

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 本業務は、提示された設計図書及び適用基準に基づき実施する。
- (b) 管理技術者等は調査職員の指示により、意図伝達業務の確認項目一覧表を作成し調査職員の承諾を得るものとする。
- (c) 管理技術者等は調査職員の指示に従い、業務の履行経緯及び経緯を明確に記した書類を整備するものとする。また、調査職員の請求があったときは、ただちに提出するものとする。
- (d) 管理技術者等は月間業務計画表及び月間業務報告書を作成し、調査職員に提出する。
- (e) 管理技術者等はⅡ.1に掲げる業務を処理した場合は、その都度その概要を調査職員に報告するものとする。
- (f) その他
 - ① 本業務の履行にあたり、施工図等の確認段階で生じる調整事項については、対象工事の監督

職員（以下「監督職員」という。）と必要な内容確認及び問題点の整理を行うことができる。ただし、当該内容確認等を行った場合は、その内容及び結果について遅滞なく調査職員に報告し、必要な指示を受けなければならない。

- ② 本業務の履行にあたり、工事請負者等や工事監理業務の受注者との設計内容に関する内容確認等を、調査職員及び監督職員の承諾を得て直接行うことができる。ただし、当該内容確認等において、工事請負者等及び工事監理業務の受注者に対して、如何なる方法によるを問わず指示その他の命令及び決定を行ってはならない。
- ③ 本業務の管理技術者等は、監督職員の承諾を得て、本業務の履行に当たり必要な1. (1)に示す施工図等以外の施工図等及び施工途中の現地の確認を行うことができる。
- ④ 設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、取り合いや工事間の調整等の関係で、又は調査職員の指示により変更の必要が生じた場合、請負者等に対し指示すべき内容について、調査職員に報告する。また、請負者等から提出される変更数量等について確認する。

(2) 適用基準等

※「八戸西高等学校校舎等改築設計業務委託」における適用基準

(a) 技術・性能・仕様等適用基準

- 建築設計基準 (令和6年版)
- 建築設計基準の資料 (令和6年版)
- 建築構造設計基準 (令和3年版)
- 建築構造設計基準の資料 (令和3年版)
- 建築設備計画基準 (令和6年版)
- 建築設備設計基準 (令和6年版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年)
- 官庁施設の環境保全性基準 (令和4年版)
- 木造計画・設計基準 (令和6年版)
- 木造計画・設計基準の資料 (令和6年版)
- 青森県営繕設備設計要領 (令和4年度版)
- 青森県建築設計断熱基準 (平成11年10月)
- 青森県福祉のまちづくり条例別表第2（整備基準） (平成11年3月)
- 青森県公共事業景観形成基準（及びガイドプラン） (平成9年2月)
- 青森県景観色彩ガイドプラン (平成12年3月)
- 建築工事設計図書作成基準 (令和2年版)
- 建築工事設計図書作成基準の資料 (令和2年版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (令和6年版)
- 防犯に考慮した設計ガイドライン (平成16年10月)
- 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (令和4年4月)
- 青森県産材利用推進プラン (平成23年9月)
- 公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械) (令和4年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械) (令和4年版)
- 高等学校施設整備指針（文部科学省） (令和3年5月)
- 特別支援学校施設整備指針（文部科学省） (平成28年3月)

- ◎ 建築構造設計指針（文部科学省）（平成21年版）
- ◎ 構内舗装・排水設計基準（平成27年版）
- ◎ 構内舗装・排水設計基準の資料（平成27年版）
- ◎ 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（2014年版）
- ◎ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン（平成22年版）

・

・貸与

(b) 積算等適用基準

- ◎ 公共建築工事積算基準（平成28年版）
- ◎ 公共建築工事標準単価積算基準（令和6年版）
- ◎ 公共建築数量積算基準（令和5年版）
- ◎ 公共建築設備数量積算基準（令和5年版）
- ◎ 公共建築工事共通費積算基準（令和6年版）
- ◎ 公共建築工事積算基準等資料（令和6年版）
- ◎ 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）（令和3年版）
- ◎ 青森県建築工事積算基準（令和4年4月）
- ◎ 青森県建築工事共通費積算基準（令和7年4月）
- ◎ 青森県建築工事単価等決定要領（令和7年4月）
- ◎ 青森県建築工事積算における数値の取り扱い要領（令和4年4月）
- ◎ 青森県建築工事積算基準等資料（令和7年4月）
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(建築・設備)（令和5年版）
- ◎ 公共建築工事見積標準書式(建築・設備)（令和5年版）
- ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（令和6年版）

・

・貸与

※ 対象工事の設計図書

※貸与

- ・ 青森県監督業務分担表（案）

・貸与

(3) 提出書類等

随時提出書類等

管理技術者通知 建設関連業務（建築関係）再委託等申請書		変更した場合も含む A 4判
業務計画書	業務工程表	契約締結後 7 日以内に提出
	業務体制・業務の概要・協力業者の概要 業務方針	A 4判
随時	打合せ議事録	打ち合わせ後 7 日以内に提出
設計意図伝達時 （施工者作成工事工程表により随時）	「設計書関係」	別紙 2 の設計図書
	a. 図面データ入力CD-R	5 部程度
	b. 起案用主要図面	原図判／A 4 判折袋入れ／2 部
	「工事費関係」	
	a. 積算数量算出書	各 2 部（正副）
	b. 積算数量算出書のうち、積算数量調書（CD-R）	A 4 判／ハードケース収納

成果物

業務完了時	設計意図伝達図書	別紙 2 (1) の設計図書
業務完了時 (必要に応じて)	「設計書関係」	別紙 2 (2) ～ (4) の設計図書
	a. 原図	1 式
	b. 製本図面	原図判 4 部、縮小判 2 部
	c. 各種検討書・計算書	各 2 部 (正 1 部/副 1 部)
	「工事費関係」	
	a. 積算数量算出書	A 4 判

※ 「青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき電子納品も合わせて行うこと。

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

(a) 実施工程表

(b) 業務体制表

なお、設計業務の受注に際してのプロポーザル方式による手続きに係る技術提案書において提出した管理技術者、主任担当技術者等の経歴等、協力事務所の名称等及び分担業務分野を追加した場合はその資料を添付する。また、担当技術者を配置する場合には担当技術者の経歴等も添付する。

(5) 管理技術者等

管理技術者等は、「八戸西高等学校校舎等改築設計業務委託」における管理技術者及び主任担当技術者とする。但し、やむを得ない理由があり、かつ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(6) 貸与資料等

- ・適用基準等 (貸与品)
- ・設計図書
- ・敷地調査報告書

貸与場所	(青森県教育庁学校施設課)	貸与時期	(業務着手時)
返却場所	(同 上)	返却時期	(業務完了時)

(7) 打合せ及び記録

(a) 打合せは次の時期に行い、その内容を書面に記載し、これを調査職員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② (1)(f)に定める内容確認又は調整を行う場合
- ③ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(b) 打合せや情報共有に当たっては、受発注者間で協議の上、双方の生産性向上に資する方法を検討すること。具体的には電話、WEB会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の活用を検討すること。

(c) 情報共有システムの利用について

対象工事において情報共有システムを利用する場合、本業務の受注者は対象工事の受注者が利用する情報共有システムを利用するものとする。

本業務の受注者が利用する情報共有システムに係る費用は対象工事費に含まれる。

- ① 業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者を特定し、氏名及び連絡先を共有すること。
- ② 受発注者は、情報共有システムを利用するためのID及びパスワードの管理を徹底すること。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 ()
 - ・ 指定部分の履行期限 ()
- (b) 成果物の提出場所 ()
- (c) 成果物の取り扱いについて

提出された説明図、デザイン詳細図等は、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

別紙 2

(1) 設計意図伝達図書

設計図書	縮尺・規格	備 考
設計意図説明図	適宜	設計図面を補完する説明図
デザイン詳細図	適宜	
色彩等計画書	適宜	仕上げ材料（設備機材等の仕上げを含む）の色彩、柄等についてまとめる
各種技術資料	A4判	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

(2) 建築（総合・構造）図書

設計図書	縮尺・規格	備 考
特記仕様書	指定	必要部分適宜
内外仕上表		〃
面積表及び求積図		〃
配置図	1/200～1/600	〃
各階平面図	1/100～1/200	〃
立面図	1/100～1/200	〃
断面図	1/100～1/200	〃
矩計詳細図	1/20～1/30	〃
展開図	1/50	〃
天井伏図	1/100～1/200	〃
平面詳細図	1/20～1/30	〃
部分詳細図	1/20～1/30	〃
建具表	1/30～1/50	〃
外構図	1/200～1/600	〃
構造図		〃
構造計算書	A4判	〃

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

(3) 電気設備図書

設計図書	縮尺・規格	備 考
特記仕様書	指定	必要部分適宜
各種機器表		〃
配置図	(1/200～1/600)	〃
受変電設備単線結線図		〃
幹線系統図		〃
分電盤、動力盤、制御盤結線図		〃
動力設備系統図		〃
弱電設備系統図		〃
受変電設備図	1/20～1/50	〃
自家発電設備図	1/20～1/50	〃
電灯設備平面図	1/100～1/200	〃
動力設備平面図	1/100～1/200	〃
照明器具姿図	1/100～1/200	〃

弱電設備平面図	1/100～1/200	〃
弱電設備器具姿図		〃
昇降機・搬送機設備図	1/50	〃
部分詳細図	1/20～1/50	〃
屋外設備図	1/20～1/300	〃
各種設計計算書	A4判	〃

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

(4) 機械（給排水衛生・空調換気）設備図書

設計図書	縮尺・規格	備 考
特記仕様書	指定	必要部分適宜
各種機器表		〃
配置図	1/200～1/600	〃
給排水衛生系統図		〃
給湯・ガス設備系統図		〃
空調設備系統図		〃
換気設備系統図		〃
消火設備系統図		〃
自動制御設備構成図		〃
給排水衛生設備平面図	1/100～1/200	〃
衛生器具姿図		〃
給湯・ガス設備平面図	1/100～1/200	〃
空調設備平面図	1/100～1/200	〃
換気設備平面図	1/100～1/200	〃
消火設備平面図	1/100～1/200	〃
汚水処理設備仕様図		〃
自動制御機器機能表		〃
自動制御設備計装図		〃
自動制御設備平面図	1/100～1/200	〃
特殊設備平面図		〃
部分詳細図	1/20～1/50	〃
屋外設備図	1/20～1/300	〃
屋外排水設備縦断図		〃
各種設計計算書	A4判	〃

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。